

## Client Alert

29 June 2023

### 国際仲裁アップデート No. 15

#### 日本企業に対する国際仲裁に関するアップデート

#### 目次

1. EUにおける第三者による訴訟資金提供の規制に関する提案
2. ブラジル最大の仲裁機関における新たなルール成立
3. 米国連邦裁判所による投資協定仲裁におけるディスカバリー制度の適用可否の判断

今回のクライアントアラートでは、欧州連合（以下「EU」）内における第三者による訴訟資金提供への規制、ブラジル最大の仲裁機関における新たなルールの成立、米国連邦裁判所による投資協定仲裁におけるディスカバリー制度の適用可否の判断に関する3つのニュースを取り上げる。

#### 1. EUにおける第三者による訴訟資金提供の規制に関する提案

第三者による訴訟資金提供とは、紛争当事者ではない主体が、訴訟費用の全部または一部を提供することに同意し、その対価として (i) 支払われた損害賠償額のうち合意した分配金、及び/又は (ii) 資金提供された当事者が勝訴した場合に支払われた訴訟費用に一定の率を乗じた金額を得るものである。

このような場合の資金提供者は、通常、訴訟資金提供会社であり、投資者は単に投資の見返りを求めているだけである。

資金提供は通常、ノンリコース・ベースで行われ、手数料は回収した金額の限度で支払われ、回収がない場合（すなわち請求が認容されなかった場合）は手数料を支払う必要はない。

第三者資金提供は、近年世界的に発展し、シンガポールや香港で設けられた第三者資金提供に関する制度も含め、現在では一般的に利用されている（但し、日本での法制度は未整備である）。

こうした背景のもと、今回、欧州議会は、EU 内での第三者訴訟資金提供への新たな規制を提案する決議を支持した。すなわち、2022年9月、欧州議会は「責任ある民間訴訟資金調達」に関する報告書の採択を決議し、同報告書に、EU加盟国の第三者資金調達に関する最低限の基準を設けるEU指令への勧告を盛り込んだ。

提案の内容には、以下のものが含まれている。

- 資金提供者が得る分配金額の上限を回収額の40%とする
- 資金提供契約の開示義務
- 資金提供者が敗訴時費用の支払い義務を負うこと

これらの勧告に基づく指令を提案するかどうかは欧州委員会が決定し、その後欧州議会と欧州理事会が共同で採択する必要がある。

#### 2. ブラジル最大の仲裁機関で新たなルールが成立

裁判外紛争解決（いわゆる「ADR」）のうち、ブラジルでは商事仲裁が最も多く利用されている。実際、ブラジル最大の仲裁機関であるブラジル・カナ

## 本アラートに関する お問い合わせ先



武藤佳明  
パートナー  
+81 3 6271 9451  
[yoshiaki.muto@bakermckenzie.com](mailto:yoshiaki.muto@bakermckenzie.com)



吉田武史  
パートナー  
+81 3 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



ドミニク・シャーマン  
カウンセラー  
+81 3 6271 9496  
[dominic.shaman@bakermckenzie.com](mailto:dominic.shaman@bakermckenzie.com)



金子周悟  
アソシエイト  
+81 3 6271 9516  
[shugo.kaneko@bakermckenzie.com](mailto:shugo.kaneko@bakermckenzie.com)



河邊美杉  
アソシエイト  
+81 3 6271 9470  
[misugi.kawabe@bakermckenzie.com](mailto:misugi.kawabe@bakermckenzie.com)

ダ商工会議所仲裁調停センター（以下「CAM-CCBC」）では、2020年に105件、2021年に128件の新規仲裁が申立てられている。<sup>1</sup>

CAM-CCBC 規則に基づく紛争で最も一般的な主題は、典型的には以下のものである。

- 企業間紛争（2021年の新規仲裁の約46%）。
- インフラ、建設、エネルギー（2021年の新規仲裁の約22%）。
- 商品の販売およびサービスの提供（2021年の新規仲裁の約18%）。<sup>2</sup>

CAM-CCBC は新たな仲裁規則を発表しており、これは10年ぶりの改正である。

主な変更点は、以下のとおりである。

- 透明性要件の強化
- 併合および手続参加に関する規定を更新
- 新たな緊急仲裁人条項の追加
- 遠隔審理および仲裁判断の電子署名に関する新規則の追加
- BRL300万（約600,000米ドル）を超えない金額の紛争に関する新たな迅速手続規則の追加

### 3. 米国連邦裁判所による投資協定仲裁におけるディスカバリー制度の適用可否の判断

合衆国法典第28編1782条（以下「1782条」）は、米国の連邦地方裁判所に、外国の訴訟手続を支援するために文書の提出や証人の宣誓証言を命ずる権限を与えている。ここで、1782条は、外国の民事訴訟または刑事訴訟の「利害関係人」によって利用可能とされている。

今回、1782条に関して、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所は、投資協定仲裁の支援、特に世界銀行の投資紛争解決国際センター（以下「ICSID」）での仲裁に関連して、1782条のディスカバリーは利用できないとの判決を下した。<sup>3</sup>

2022年初頭、米国最高裁判所は、1782条が要求する「外国または国際法廷」を構成するのは政府または政府間の裁定機関のみである」として、1782条のディスカバリーは国際仲裁の支援としては利用できないと判断していたものの、二国間投資協定（以下「BIT」）に基づく国と（投資家の）国との間の仲裁において、1782条によるディスカバリーが認められる可能性を残していた。

しかし、今回、連邦地裁は、本件で争われたBITの国家であるマルタと中国が、そのBITにおいて、ICSID法廷に「政府」権限を付与することを意図していたという主張は、「裏付けが不十分である」と述べ、ICSIDでの仲裁に関連して、1782条のディスカバリーは利用できない結論を示した。

\*\*\*

本アラートに関するご質問等は当事務所までお問い合わせください。

<sup>1</sup> <https://ccbc.org.br/cam-ccbc-centro-arbitragem-mediacao/en/2020-2021-facts-figures/> 参照。

<sup>2</sup> 同上

<sup>3</sup> [123119420840.pdf \(lbr.cloud\)](https://www.lbr.cloud/123119420840.pdf) 参照。